

別表2 相談援助業務に従事する者

※ 次の各号中、「主として」、「主たる」とあるのは、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを指すものです。

1 施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

区分	種別 (対象となる施設・事業者等)		職種 (対象となる職員)	規定する 法令・通知等	条項
イー 1	主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設		児童指導員	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	第 49 条第 1 項
			児童発達支援管理責任者		
	主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設		児童指導員		第 58 条第 3 項及び第 6 項
			児童発達支援管理責任者		
イー 2	身体障害者更生相談所		身体障害者福祉司	「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」 (平成 15 年 3 月 25 日付け障発第 0325001 号)	第 1
			ケース・ワーカー		
イー 3	障害者支援施設	生活介護	生活支援員	障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 177 号)	第 11 条第 1 項第 2 号イ (2)
		自立訓練 (機能訓練)			第 11 条第 1 項第 3 号イ (1) 及びロ
		自立訓練 (生活訓練)			第 11 条第 1 項第 4 号イ (1) 及びハ
		就労移行支援			第 11 条第 1 項第 5 号イ (1) 及びロ (1)
		就労継続支援 B 型			第 11 条第 1 項第 6 号イ (1)
		生活介護	サービス管理責任者		第 11 条第 1 項第 2 号イ (3)
		自立訓練 (機能訓練)			第 11 条第 1 項第 3 号イ (2)
		自立訓練 (生活訓練)			第 11 条第 1 項第 4 号イ (2)
		就労移行支援			第 11 条第 1 項第 5 号イ (3) 及びロ (2)
		就労継続支援 B 型			第 11 条第 1 項第 6 号イ (2)
イー 4	福祉ホーム		管理人	障害者総合支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 176 号)	第 10 条
イー 5	身体障害者福祉センター		身体障害者に関する相談に応ずる職員	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 (平成 15 年厚生労働省令第 21 号)	第 19 条

区分	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)	規定する 法令・通知等	条項
イー 6	救護施設	生活指導員	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 18 号）	第 11 条第 1 項第 3 号
	更生施設			第 19 条第 1 項第 3 号
イー 7	福祉事務所	指導監督を行う所員（査察指導員）	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）	第 15 条第 1 項第 1 号
		身体障害者福祉司	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）	第 11 条の 2 第 1 項及び第 2 項
		知的障害者福祉司	知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）	第 13 条第 1 項及び第 2 項
		社会福祉主事（老人福祉指導主事）	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）	第 6 条及び第 7 条
		現業を行う所員（現業員）	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）	第 15 条第 1 項第 2 号
イー 8	知的障害者更生相談所	ケース・ワーカー	「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成 15 年 3 月 25 日付け障発第 0325002 号）	第 1
イー 9	養護老人ホーム	主任生活相談員	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）	第 12 条第 1 項第 3 号及び第 2 項第 1 号
		生活相談員		
	特別養護老人ホーム	生活相談員	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）	第 12 条第 1 項第 3 号及び第 56 条第 1 項第 3 号
	軽費老人ホーム	生活相談員	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年厚生労働省令第 107 条）	第 11 条第 1 項第 2 号
		主任生活相談員 生活相談員		附則第 6 条第 1 項第 2 号
		入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員		附則第 14 条第 1 項第 3 号
	老人福祉センター	相談・指導を行う職員	「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和 52 年 8 月 1 日付け社老第 48 号）	別紙 1（老人福祉センター設置運営要綱）第 2・3
	老人介護支援センター	相談援助業務を行っている職員		

区分	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)	規定する 法令・通知等	条項
イー１０	老人短期入所施設 老人デイサービスセンター	生活相談員	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）	第 93 条第 1 項第 1 号及び第 121 条第 1 項第 2 号
			指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）	第 42 条第 1 項第 1 号
			指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）	第 97 条第 1 項第 1 号及び第 129 条第 1 項第 2 号
			指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）	第 5 条第 1 項第 1 号
イー１１	生活保護法に規定する授産施設、宿泊提供施設	指導員	「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成 20 年 3 月 31 日付け厚生労働省発社援第 0331011 号厚生労働事務次官通知）	
イー１２	有料老人ホーム	相談援助業務を行っている生活相談員	老人福祉法	第 29 条
イー１３	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員	「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」（昭和 62 年 6 月 18 日付け健政発第 330 号、健医発第 733 号、社老第 80 号）	別紙（高齢者総合相談センター運営要綱）
イー１４	隣保館	相談援助業務を行っている職員	「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付け厚生労働省発社援第 0829002 号）	別紙（隣保館設置運営要綱）
		広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員	「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付け厚生労働省発社援第 0829001 号）	別紙（広域隣保活動事業実施要領）

区分	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)	規定する 法令・通知等	条項
イー１５	市（特別区を含む。）区町村 社会福祉協議会	必置とされている 相談援助職員（福 祉活動専門員）	「社会福祉協議会活動の強化について」 （平成 11 年 4 月 8 日付け社援第 984 号厚 生省社会・援護局長通知）	
イー１６	独立行政法人国立重度知的障 害者総合施設のぞみの園法に 規定する施設	相談援助業務を行 っているケアマネ ジメント・アドバ イザー	独立行政法人国 立重度知的障害 者総合施設のぞ みの園法（平成 14 年法律第 167 号）	第 11 条第 1 項第 1 号
イー１７	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行 っている指導員	「知的障害者福 祉工場の設置及 び運営につい て」（昭和 60 年 5 月 21 日付け厚 生省発第 104 号）	別紙（知的障害者福 祉工場設置運営要綱）
イー１８	労災特別介護施設	相談援助業務を行 っている主任指導 員	労働者災害補償 保険法（昭和 22 年法律第 50 号）	第 29 条第 1 項第 2 号
イー１９	「重症心身障害児（者）通園 事業」を行っていた施設	児童指導員	「重症心身障害 児（者）通園事 業の実施につい て」（平成 15 年 11 月 10 日付け 障発第 1110001 号）	別紙（重症心身障害 児（者）通園事業実施 要綱）
イー２０	主として重症心身障害児を通 わせる福祉型児童発達支援セ ンター		児童福祉施設の 設備及び運営に 関する基準	第 63 条第 7 項
	主として重症心身障害児を通 わせる指定児童発達支援事業 所		児童福祉法に基 づく指定通所支 援の事業の人員、設備及び運 営に関する基準	第 5 条第 3 項第 3 号
イー２１	点字図書館	身体障害者に関す る相談に応ずる職 員	身体障害者社会 参加支援施設の 設備及び運営に 関する基準（平 成 15 年厚生労働 省令第 21 号）	第 38 条
	聴覚障害者情報提供施設			第 40 条
イー２２	障害福祉サービス事業（生活 介護、自立訓練、就労移行支 援又は就労継続支援を行うも のに限る。）を行う施設	生活支援員	障害者総合支援 法に基づく障害 福祉サービス事 業の設備及び運 営に関する基準 （平成 18 年厚生 労働省令第 174 号）	第 39 条第 1 項第 3 号 第 52 条第 1 項第 2 号及 び第 2 項、第 59 条第 1 項第 2 号及び第 3 項 第 64 条第 1 項第 2 号 第 65 条第 1 項第 2 号並 びに第 75 条第 1 項第 2 号（第 88 条において準 用する場合を含む。）
		サービス管理責任 者		第 39 条第 1 項第 4 号 第 52 条第 1 項第 3 号 第 59 条第 1 項第 4 号 第 64 条第 1 項第 4 号 第 65 条第 1 項第 3 号及 び第 75 条第 1 項第 3 号 （第 88 条において準用 する場合を含む。）

区分	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)	規定する 法令・通知等	条項
イー２３	地域活動支援センター	指導員	障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 175 号)	第 9 条第 1 項第 2 号
イー２４	「任意事業」の「日中一時支援」を行っている障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等	相談援助業務を行っている職員	「地域生活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号)	別紙 1 (地域生活支援事業実施要綱) 別記 11
	障害者相談支援事業			別添 1 「障害者相談支援事業」
	障害児等療育支援事業			別添 3 「障害児等療育支援事業」
イー２５	指定地域移行支援事業所	指定地域移行支援従事者	障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 27 号)	第 3 条 (第 40 条において準用する場合を含む。)
	指定地域定着支援事業所	指定地域定着支援従事者		
イー２６	指定計画相談支援事業所	相談支援専門員	障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 28 号)	第 3 条
イー２７	指定障害児相談支援事業所	相談支援専門員	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 29 号)	第 3 条
イー２８	共同生活援助を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員	障害者総合支援法	第 5 条第 15 項
イー２９	老人デイサービス事業を行う施設	生活相談員	老人福祉法	第 5 条の 2 第 3 項
	老人短期入所事業を行う施設			第 5 条の 2 第 4 項
イー３０	「生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) 運営事業」を行っている生活支援ハウス	生活援助員	「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成 12 年 9 月 27 日付け老発第 655 号)	別紙 (生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) 運営事業実施要綱)

区分	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)	規定する 法令・通知等	条項
イー３１	「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」において高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等	生活援助員	「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付け老発第 0609001 号）	
イー３２	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員	「地域福祉センターの設置運営について」（平成 6 年 6 月 23 日付け社援地第 74 号）	別紙（地域福祉センター設置運営要綱）
イー３３	介護老人保健施設	相談援助業務に従事している者	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）	第 8 条第 27 項
イー３４	精神保健福祉センター、保健所その他これらに準ずる施設	精神保健福祉相談員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第 48 条
イー３５	介護実習・普及センター	相談援助業務を行っている職員	「介護実習・普及センター運営事業の実施について」（平成 4 年 4 月 22 日付け老企第 137 号）	別紙（介護実習・普及センター運営要綱）
イー３６	児童福祉法第 6 条の 2 第 3 項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関	児童指導員	児童福祉施設の設置及び運営に関する基準	第 58 条第 3 項及び第 6 項
イー３７	ホームレス総合相談推進事業	相談援助業務を行っている相談員	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号）	別添 17 （社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）
イー３８	ホームレス自立支援センター	相談援助業務を行っている生活相談指導員		
イー３９	安心生活基盤構築事業	専門員		別添 13 （安心生活基盤構築事業実施要領）
イー４０	ひきこもり地域支援センター	相談援助業務に従事している者		別添 15 （ひきこもり対策推進事業実施要領）
イー４１	地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事している者		別添 16 （地域生活定着促進事業実施要領）
イー４２	地域包括支援センター（介護予防支援事業及び包括的支援事業）	相談援助業務に従事している者	介護保険法	第 115 条の 46 条第 1 項
イー４３		退院後生活環境相談員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第 33 条の 4

2 次に掲げる法律に定められた相談援助業務に従事する者

区分	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
イー 4 4	町村 (福祉事務所設置町村除く。)	老人福祉担当職員、身体障害者福祉担当職員、知的障害者福祉担当職員のうち主として相談援助業務に携わっている者
イー 4 5	保健所	公共医療事業に従事する者

3 次のイー 4 6～イー 4 8に掲げる相談援助業務に従事する者であって、かつ以下の①～④のいずれかの要件を満たす者

- ① 社会福祉主事任用資格を有する者
- ② 介護職員初任者研修課程又は実務者研修に相当する研修を修了した者
- ③ 「別表 1」に掲げる資格を取得した者
- ④ 「別表 2」中の 1 又は 2 に掲げる相談援助業務従事者として 1 年以上勤務した者

区分	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)	特記事項
イー 4 6	医療機関	医療社会事業に従事する者	患者や家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、精神的な諸問題について相談、指導を担当する者
イー 4 7	指定居宅サービス事業者 指定居宅介護支援事業者 指定地域密着型サービス事業者 指定介護予防サービス事業者 指定介護予防支援事業者 指定地域密着型介護予防サービス事業者 基準該当居宅サービス事業者 基準該当居宅介護支援事業者 基準該当介護予防サービス事業者 基準該当介護予防支援事業者	相談援助業務・連絡調整業務に従事している者	
イー 4 8	上記イー (4 7) に相当するサービス(福祉用具を販売するサービスを含む。)に係る業務を行っている右欄特記事項※ 1 の事業者であって、市町村の委託を受けたもの又は民間事業者によるサービス指針(ガイドライン)を満たすと認められるもの	相談援助業務・連絡調整業務に従事している者	※ 1 社会福祉協議会、福祉公社、生活協同組合、農業協同組合、シルバー人材センター等の民間非営利組織、民間企業等

※ 福祉用具専門相談員の業務に従事している方、又は従事していた方については、「福祉用具供給事業従事者研修会(50 時間)」を修了後、5 年以内に「福祉用具供給事業従事者現任研修会(45 時間)」を修了された方は、「介護職員初任者研修課程に相当する研修」を修了した者とみなします。

※ 公益財団法人テクノエイド協会が平成 19 年度以降に実施する「福祉用具プランナー研修」を修了された方は、「介護職員初任者研修課程に相当する研修」を修了した者とみなします。

4 その他

区分	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)	特記事項
イー 49	介護老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、保護施設、介護老人保健福祉施設	施設長及び管理者	以下の①～⑤のいずれかの要件を満たす者に限る ① 社会福祉主事任用資格を有する者 ② 介護職員初任者研修課程又は実務者研修に相当する研修を修了した者 ③ 「別表 1」に掲げる資格を取得した者 ④ 「別表 2」中の 1 又は 2 に掲げる相談援助業務従事者として 1 年以上勤務した者 ⑤ 社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者
イー 50	都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センター等	手話通訳及び自立支援のための相談援助を行う者	以下の①～⑤のいずれかの要件を満たす者に限る ① 社会福祉主事任用資格を有する者 ② 介護職員初任者研修課程又は実務者研修に相当する研修を修了した者 ③ 「別表 1」に掲げる資格を取得した者 ④ 「別表 2」中の 1 又は 2 に掲げる相談援助業務従事者として 1 年以上勤務した者 ⑤ 「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省令第 96 条)による試験に合格し、登録された手話通訳士である者に限る。

注 1 「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」(平成 18 年 5 月 22 日付け老発第 0522001 号) 施行前の以下に掲げる業務については、実務経験期間に算入できる。

イー(1)「身体障害者更生施設等の設備及び運営について」(昭和 60 年 1 月 22 日付け社更第 4 号) 第 2 章の第 3、第 4、第 5、第 7、第 3 章の第 5、第 4 章の第 3 又は第 4 に規定する生活指導員、第 2 章の第 6 に規定するケース・ワーカー若しくは第 4 章の第 5 に規定する指導員として相談援助業務に従事した期間

イー(2)「身体障害者福祉ホームの設備及び運営について」(昭和 60 年 1 月 22 日付け社更第 5 号) 別紙(身体障害者福祉ホーム設置運営要綱) 9 に規定する利用者の生活及び自立に関する相談、助言その他必要な援助を行う職員として相談援助業務に従事した期間

イー(3)「身体障害者福祉センターの設備及び運営について」(昭和 60 年 1 月 22 日付け社更第 6 号) 別紙(身体障害者福祉センター設置運営要綱) に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員として相談援助業務に従事した期間

イー(4)知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成 2 年厚生省令第 57 号) 第 11 条第 1 項第 4 号、第 21 条第 1 項第 4 号又は第 27 条第 1 項第 3 号に規定する生活指導員若しくは第 33 条第 1 項に規定する管理人として相談援助業務に従事した期間

イー(5)養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和 41 年厚生省令第 19 号) 第 12 条第 1 項第 3 号に規定する生活指導員又は「軽費老人ホームの設備及び運営について」(昭和 47 年 2 月 26 日付け社老第 17 号) 別紙(軽費老人ホーム設置運営要綱) 第 4 に規定する生活指導員として相談援助業務に従事した期間

イー(6)「隣保館の設置及び運営について」(平成 9 年 9 月 9 日付け厚生省発社援第 198 号) 別紙(隣保館運営要綱) に基づく隣保館において相談援助業務を行っている職員、「隣保館における隣保事業

の実施について」(平成9年9月9日付け社援地第81号)別添5(広域隣保活動事業実施要綱)に基づく広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員又は「地域改善対策対象地域における生活相談員の設置について」(昭和55年5月21日付け社生第82号)別添(地域改善対策対象地域における生活相談員設置要綱)に基づき相談援助業務を行っている生活相談員として相談援助業務に従事した期間

- イー(7) 心身障害者福祉協会法(昭和45年法律第44号)第17条第1項第1号に規定する福祉施設において相談援助業務を行っている指導員及びケース・ワーカーとして相談援助業務に従事した期間
- イー(8) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成8年5月10日付け児発第496号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設における児童指導員として相談援助業務に従事した期間
- イー(9) 身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス事業を行う施設において相談援助業務に従事した期間
- イー(10) 「市町村障害者生活支援事業の実施について」(平成8年5月10日付け社援更第133号)別添(市町村障害者生活支援事業実施要綱)に基づく「市町村障害者生活支援事業」を行っている施設において相談援助業務に従事した期間
- イー(11) 「知的障害者地域生活援助事業の実施について」(平成元年5月29日付け児発第397号)別紙(知的障害者地域生活援助事業実施要綱)に基づく「知的障害者地域生活援助事業」を行っている知的障害者グループホームにおいて相談援助業務に従事した期間
- イー(12) 「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」(平成3年9月30日付け児発第832号)別紙(在宅知的障害者デイサービス事業実施要綱)に基づく「在宅知的障害者デイサービス事業」を行っている在宅知的障害者デイサービスセンターにおいて相談援助業務に従事した期間
- イー(13) 地域保健法第5条に規定する保健所における精神保健福祉相談員として相談援助業務に従事した期間
- イー(14) 「精神障害者地域生活援助事業(精神障害者グループホーム)の実施について」(平成4年7月27日健医発第902号)別紙(精神障害者地域生活援助事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域生活援助事業」を行っている精神障害者グループホームにおいて相談援助業務に従事した期間
- イー(15) 「障害児(者)地域療育等支援事業の実施について」(平成8年5月10日付け児発第497号)別紙(障害児(者)地域療育等支援事業実施要綱)に基づく「療育等支援施設事業」における相談援助業務を行っている相談員として相談援助業務に従事した期間
- イー(16) 「地域福祉推進事業の実施について」(平成13年8月10日付け社援発第1391号)別添4(地域福祉権利擁護事業実施要領)2に規定する専門員として相談援助業務に従事した期間

注2 「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について(平成19年4月20日付け老発第0420003号)施行前の以下に掲げる業務については、実務経験期間に算入できる。

- イー(17) 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する生活支援員並びに第45条に規定する管理人として相談援助業務に従事した期間
- イー(18) 「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置運営要綱)7に規定する指導員として相談援助業務に従事した期間
- イー(19) 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員並びに第72条に規定する管理人として相談援助業務に従事した期間
- イー(20) 「視聴覚障害者情報提供施設等の設備及び運営について」(平成2年12月17日付け社更第247号)別紙(視聴覚障害者情報提供施設及び補装具製作施設の設備及び運営基準)第3章の第2に基づく点字図書館及び第3章の第4に基づく聴覚障害者情報提供施設において相談援助業務に従事した期間
- イー(21) 障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスを行う事業所において相談援助業務に従事した期間
- イー(22) 「身体障害者自立支援事業の実施について」(平成3年10月7日付け社更第220号)別添(身体障害者自立支援事業実施要綱)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている身体障

- 害者向け公営住宅、賃貸住宅及び身体障害者福祉ホーム等において相談援助業務に従事した期間
- イー(23) 「地域における相談支援の実施について」(平成15年11月6日付け障発第1106006号)別紙(市町村障害者生活支援事業実施要綱)に基づく「市町村障害者生活支援事業」における職員及び(障害児(者)地域療育等支援事業実施要綱)に基づく「療育等支援施設事業」における相談員として相談援助業務に従事した期間
- イー(24) 「知的障害者生活支援事業の実施について」(平成3年9月19日付け児発第791号)別紙(知的障害者生活支援事業実施要綱)に基づく「知的障害者生活支援事業」を行っている知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設(通所施設を除く。)において相談援助業務に従事した期間
- イー(25) 「知的障害者社会活動総合推進事業の実施について」(平成4年6月29日付け児発第616号)別紙(知的障害者社会活動総合推進事業実施要綱)第3の6に基づく「知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業」を行っている施設における相談員として相談援助業務に従事した期間
- イー(26) 「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」(昭和51年5月21日付け社老28号)別添4(老人デイサービス運営事業実施要綱)3に基づく「高齢者生活福祉センター運営事業」を行っている高齢者生活福祉センターにおける生活援助員として相談援助業務に従事した期間
- イー(27) 「介護予防・地域支え合い事業の実施について」(平成13年5月25日付け老発第213号)に基づく「高齢者住宅等安心確保事業」を行っている高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)における生活援助員として相談援助業務に従事した期間
- イー(28) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2に規定する精神障害者社会復帰施設において相談援助業務に従事した期間
- イー(29) 「精神障害者地域生活支援事業の実施について」(平成8年5月10日付け健医発第573号)別紙(精神障害者地域生活支援事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域生活支援事業」を行っている精神障害者社会復帰施設(地方公共団体が委託して実施する場合は、近隣精神障害者生活訓練施設等との密接な連携が確保された施設)において相談援助業務に従事した期間
- イー(30) 身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の施設長として従事した期間(社会福祉主事任用資格を有する者又は社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者、介護職員基礎研修課程を修了した者、訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修を修了した者、要領5の(1)のアに掲げる資格を取得した者又は別表2の1、2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務した者に限る。)

注3 「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について(平成20年3月31日付け老発第0331007号)施行前の以下に掲げる業務については、実務経験期間に算入できる。

- イー(31) 身体障害者更生相談所にあつては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成5年3月31日付け社援更第107号)第1に規定する身体障害者福祉司及びケース・ワーカーとして相談援助業務に従事した期間
- イー(32) 知的障害者更生相談所にあつては、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(昭和35年6月17日付け社発第380号)第1に規定するケース・ワーカーとして相談援助業務に従事した期間
- イー(33) 老人短期入所施設及び老人デイサービスセンターにあつては、「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」(昭和51年5月21日付け社老第28号)別添3(老人短期入所運営事業実施要綱)1に規定する生活指導員、別添4(老人デイサービス運営事業実施要綱)1に規定する生活指導員として相談援助業務に従事した期間
- イー(34) 市(特別区を含む。)区町村社会福祉協議会において相談援助業務に従事した期間
以下に示す実施要綱により、必置とされている相談援助職員とする。
1. 「地域福祉活動コーディネーター」(「ふれあいのまちづくり事業の実施について」(平成3年9月20日付け社庶第206号社会局長通知及び平成8年7月17日付け社援地第68号厚生省社会・援護局長通知))
 2. 「市区町村ボランティアセンターにおける相談員」(「福祉活動への参加の推進について」(平成6年7月11日付け社援地第86号厚生省社会・援護局長通知)別添2「市区町村ボランティアセンター活動事業実施要綱」)
- イー(35) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添13(ホームレス総合相談推進事業実施要領)に基づく相談員として相談援助業務に従事した期間

- イー(36)「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添14(ホームレス自立支援事業実施要領)に基づくホームレス自立支援センターにおける生活相談指導員として相談援助業務に従事した期間
- イー(37)「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添9(地域福祉権利擁護事業実施要領)に規定する専門員として相談援助業務に従事した期間
- イー(38)「公営住宅等関連事業推進事業制度要綱」(平成6年6月23日付け建設省住建発第55号)に基づく「シニア住宅」において主として相談援助業務に従事した期間

注4 「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について(平成22年5月14日付け老発0514第1号)施行前の以下に掲げる業務については、実務経験期間に算入できる。

- イー(39)「軽費老人ホームの設備及び運営について」(昭和47年2月26日付け社老第17号)別紙(軽費老人ホーム設置運営要綱)第2に規定する主任生活相談員及び生活相談員、第3に規定する利用者の生活、身上に関する相談、助言を行う職員及び第4に規定する生活相談員として従事した期間
- イー(40)生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供施設にあつては、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(昭和48年5月26日付け厚生省社第497号)に基づき配置された指導員として従事した期間
- イー(41)「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添10(ホームレス総合相談推進事業実施要領)に基づき相談援助業務を行っている相談員として従事した期間
- イー(42)「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添7(日常生活自立支援事業実施要領)に規定する専門員として従事した期間
- イー(43)法第115条の39第1項に基づく地域包括支援センターにあつては、介護予防支援事業及び包括的支援事業において相談援助業務に従事している者として従事した期間
- イー(44)都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センター等において手話通訳及び自立支援のための相談援助を行う者として従事した期間(社会福祉主事任用資格を有する者、介護職員基礎研修課程を修了した者、訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修を修了した者、要領5の(1)のアに掲げる資格を取得した者又は別表2の1、2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務した者であつて、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程を定める件」(平成元年5月20日厚生省告示第108号)による試験に合格し、登録された手話通訳士であるものに限る。)

注5 「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について(平成24年4月9日付け老発0409第1号)施行前の以下に掲げる業務については、実務経験期間に算入できる。

- イー(45)知的障害児施設、肢体不自由児施設(肢体不自由児通園施設を除く)及び重症心身障害児施設にあつては、児童福祉施設最低基準第49条第1項、第69条第1項及び第5項並びに第73条第1項に規定する児童指導員として従事した期間
- イー(46)救護施設及び更生施設にあつては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和41年厚生省令第18号)第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員として従事した期間
- イー(47)「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設における児童指導員として従事した期間
- イー(48)「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記6(4)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び福祉ホーム等において相談援助業務を行っている職員、別記6(9)に基づく「日中一時支援事業」を行っている障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において相談援助業務を行っている職員、別添1「障害者相談支援事業」における相談援助業務を行っている職員並びに別添2「障害児等療育支援事業」における相談援助業務を行っている職員として従事した期間
- イー(49)相談支援事業を行う施設にあつては、障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第173号)第3条に規定する相談支援専門員として従事した期間

- イー (50)「地域支援事業の実施について」(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号)に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」において高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等に派遣されている生活援助員として従事した期間
- イー (51) 法第 8 条第 25 項に規定する介護老人保健施設において相談援助業務に従事していた期間
- イー (52) 児童福祉法第 27 条第 2 項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関にあっては、児童福祉施設最低基準第 69 条第 1 項及び第 73 条第 1 項に規定する児童指導員として従事した期間
- イー (53)「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号)別添 16(ホームレス対策事業実施要領)に基づくホームレス総合相談推進事業において相談援助業務を行っている相談員として従事した期間
- イー (54)「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号)別添 16(ホームレス対策事業実施要領)に基づくホームレス自立支援センターにおいて相談援助事業を行っている生活相談指導員として従事した期間
- イー (55)「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号)別添 10(日常生活自立支援事業実施要領)に規定する専門員として従事した期間

注 6 「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について(平成 25 年 3 月 27 日付け老発 0327 第 3 号)施行前の以下に掲げる業務については、実務経験期間に算入できる。

- イー (56)障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設にあっては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成 18 年厚生労働省令 169 号。以下「整備省令」という。)第 31 条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成 15 年厚生労働省令第 21 号)第 16 条第 1 項第 3 号、第 17 条第 1 項第 3 号、第 18 条第 1 項第 3 号、第 19 条第 1 項第 3 号、第 38 条第 1 項第 3 号、第 56 条第 1 項第 3 号、第 57 条第 1 項第 3 号及び第 58 条第 1 項第 3 号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和 47 年 7 月 22 日付け社更第 128 号)別紙(身体障害者福祉工場設置運営要綱)7 に規定する指導員として従事した期間
- イー (57)障害者自立支援法附則第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設にあっては、整備省令第 1 条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成 15 年厚生労働省令第 22 号)第 28 条第 1 項第 3 号、第 29 条第 1 項第 3 号、第 52 条第 1 項第 3 号、第 53 条第 1 項第 3 号、第 54 条第 1 項第 2 号及び第 63 条第 1 項第 3 号に規定する生活支援員として従事した期間
- イー (58)障害者自立支援法附則第 48 条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設にあっては、整備省令第 1 条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 87 号)第 16 条第 1 項第 2 号、第 26 条第 1 項第 2 号及び第 4 項第 2 号並びに第 37 条第 1 項第 2 号に規定する精神障害者社会復帰指導員並びに第 33 条第 1 項第 1 号に規定する管理人として従事した期間

注 7 「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について(平成 26 年 3 月 31 日付け老発 0331 第 5 号)施行前の以下に掲げる業務については、実務経験期間に算入できる。

- イー (59)「地域生活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号)別紙 1(地域生活支援事業実施要綱)別記 11 に基づく「任意事業」の「身体障害者自立支援」を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び福祉ホーム等において相談援助業務を行っている職員として従事した期間
- イー (60)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 10 項に基づく共同生活介護を行っている事業所において相談援助業務を行っている職員として従事した期間